

名城大学外国語学部教授会要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、名城大学学則（以下「学則」という。）第10条第6項の規定に基づき、外国語学部に置く教授会の組織、審議事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 教授会は、学部長及び学部所属する専任の教授をもって組織する。

② 前項の規定にかかわらず、学部長が必要と認めるときは、教授会に准教授等専任の教育職員を構成員に加えるとともに、その他の職員を出席させ、説明させることができる。

（審議事項等）

第3条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程及び成績評価に関する事項
- (2) 学生の資格認定及びその身分に関する事項
- (3) 教授、准教授、助教、講師、助手等の専任教育職員の教育研究業績の審査及び進退に関する事項
- (4) 教育研究に係る学則の変更に関する事項
- (5) その他教育研究に関する重要な事項

② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他教育研究に関する事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

（議長）

第4条 教授会には議長を置き、学部長をもって充てる。

- (1) 議長は、教授会を主宰する。
- (2) 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代行する。

（議事）

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、審議することができない。

② 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）

第6条 教授会の議事内容については、議事録に記録する。

（事務）

第7条 教授会の事務は、本学部の事務室が分掌する。

（補則）

第8条 この要項に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。